印西地区消防組合公告第６号
消防ポンプ自動車購入の事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第２３４条第１項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成２９年５月１５日

印西地区消防組合管理者　伊　澤　　史　夫

１　事業名称
（１）　業 務 名　　消防ポンプ自動車購入
（２）　納入場所　　千葉県印西市鎌苅１６０７番地３
印西地区消防組合印旛消防署
（３）　納入期限　　平成３０年３月９日
（４）　事業概要
①目　的　　消防ポンプ自動車の更新整備
②規模等　　ＣＤ－Ⅰ型　１台
③仕　様　　別途仕様書のとおり
（５）　入札方法　　事後審査型制限付一般競争入札

２　入札参加者の資格要件
本事業の入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。
（１）　この事業の公告日現在において、印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市　以下「関係市」という。）の平成２８、２９年度競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、物品部門の「車両」の登録業者で、関係市及び千葉県の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本公告の日から本業務の入札日までの間、受けていない者でなければならない。
（２）　本件の納入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。
（３）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、当該工事の入札日前６か月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再建手続開始決定がされていない者及び印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者は参加

することができないものとする。

3　入札参加の届出

本事業の入札参加を希望する者は、事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参により提出するものとする。

（１）　様　式　印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
ＵＲＬ　http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/

（２）　期　間　平成２９年５月１５日（月）から平成２９年５月２６日（金）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（３）　時　間　午前９時から午後５時まで

（４）　場　所　印西地区消防組合消防本部総務課

4　設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は次のとおり行う。

（１）縦覧期間　平成２９年５月１５日（月）から平成２９年５月２６日（金）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（２）縦覧時間　午前９時から午後５時まで

（３）縦覧場所　印西地区消防組合消防本部総務課（入札約款及び本業務に係る契約書案）
印西地区消防組合消防本部警防課（設計図書等）

5　質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当（警防課）に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

（１）期　間　平成２９年５月１５日（月）から平成２９年５月２６日（金）

（２）提出先　印西地区消防組合消防本部警防課

（３）回　答　平成２９年６月２日（金）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

6　入札の執行

（１）入札書に記載する金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額をもって入札金額とすること。

（２）落札候補者の決定

地方自治法施行令第１６７条の１０第１項に規定する場合を除き、印西市契約事務規則第１１条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）した者から順に落札候補者とし、資格確認後、落札者として決定する。なお、最低の価格をもって入札した者が資格要件を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、最初に入札参加資格を満たしている者を落札者とする。

7　入札（開札）の日時及び場所

（１）入札日時　　平成２９年６月１３日（火）午前１１時００分から

（２）入札場所　　印西地区消防組合消防本部セミナー室

（３）入札方法　　印西地区消防組合入札約款のとおり

（４）入札回数　　２回までとする。

（５）開札日時及び場所（１）及び（２）のとおりとする。

8　入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して５日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

9　内訳書の提出

事後審査により落札者となった者は、落札金額の内訳を内訳書に記載し契約の前までに提出すること。

10　契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から７日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

11　その他

（１）資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

（２）資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

（３）提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

（４）納期は、事業により変更することがある。

（５）入札参加者は、入札約款及び配布書類を熟読し、入札に参加すること。

12　問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当　総務課　　電　話　０４７６－４６－９９４２

事業担当　警防課　　電　話　０４７６－４６－９９６２

ＦＡＸ　０４７６－４６－９９１４

Ｅ-mail　keibou-inzaichiku@nifty.com

消防ポンプ自動車（ＣＤ-Ｉ型）仕様書

平 成 ２ ９ 年 度

印 西 地 区 消 防 組 合

目　　次

第１章　概要
１　目的　1
２　準用　1
３　仕様の変更　1
４　仕様の承認　1
５　提出書類　１～２

第２章　車体の構造及びぎ装
１　主要諸元　２～３
２　車体の構造　３～５
３　キャビン　５～６
４　電装品　７～８
５　ぎ装構造材　8
６　ポンプ装置　８～９
７　真空ポンプ　9
８　ポンプ操作装置　９～１０
９　ホース延長用資機材　１０～１１
10　ホース延長用資機材昇降装置（展開式）　１１
11　積載品　１１
12　消防専用無線電話装置等　１１～１２
13　塗装及び記入文字　１２～１３

第３章　検査保証
１～６　検査の種類　１３

第４章　納入及び保証
１～９　１４

第５章　その他
１～２　１５

別表　１６～２３

消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）仕様書

第１章　　概要

１　目的

この仕様書は、印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）が、平成２９年度に購入する消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）（以下「車両」という。）のぎ装、性能及びこれらに関する必要事項について定める。

２　準用

ここで定める仕様のほかは、消防施設強化促進法（昭和２８年法律第８７号）、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）及びこれら関係法令等の規格に適合したものとするほか、車両は、日本消防検定協会及び千葉陸運支局の検査に合格し、新規登録手続きを完了したものを納入し、積載品及び附属品にあっても、国及び消防庁で定める技術上の基準に適合したものとする。

３　仕様の変更

本車両のぎ装にあっては、使用の目的が十分達せられるよう製作し、技術上の変更を要する場合は、随時消防組合と協議したのち、消防組合あてに書面をもって提出し、承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができる。

４　仕様の承認

受注者は本仕様書に基づく工事が完全、かつ強固に施工できるよう事前に検討を行い、施工に「そご」がないよう確認する。また受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て消防組合の解釈に従うものとする。

５　提出書類

（１）　受注者は、製作に先立ち次のものを各２部提出して消防組合の承認を得ること（最終打ち合わせ後１４日以内）。

①　製作工程表

②　製作図面（１／２０）

（ア）　ぎ装外観５面図

（イ）　主要装備品積載図

（ウ）　ポンプ搭載・配管図

（エ）　電気配線系統図

（オ）　重量及び重心位置計算書（概算総重量表を含む）

③　諸元明細書

④　その他消防組合が指示するもの。

（２）　製作中に提出する書類

契約締結後、消防組合担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

（３）　車両納入時には、次のものを製本の上、提出すること。

①　完成図（１／２０）

②　ポンプ性能検査表

③　エンジン・シャシパーツリスト

④　取り付け品及び附属品取扱説明書

⑤　取り付け品及び附属品メーカー連絡先一覧表

⑥　鑑定プレート及び受託試験合格プレートの写し

⑦　自動車検査証（写し）

⑧　写真（サービス版、前面・左右側面・後面・上部）各５枚

⑨　その他消防組合が指示するもの。

第２章　　車体の構造及びぎ装

１　主要諸元

（１）	形　　式	平成２９年式国産３ｔ級・ダブルキャブオーバー型（ハイルーフ） ディスチャージヘッドランプ・パワーステアリング付
（２）	全　　長	６，１００ｍｍ以下
（３）	全　　高	３，０００ｍｍ以下
（４）	全　　幅	２，０００ｍｍ以下
（５）	車両総重量	７，０００ｋｇ以下
（６）	乗車定員	５名（前席２名・後席３名）
（７）	ホイールベース	２，７５０ｍｍ以上
（８）	バッテリー	１３０Ｅ４１Ｒ以上×２個
（９）	燃料タンク	６０ℓ以上（表示付き）
（10）	駆動方式	４輪駆動車（低床）
（11）	タイヤ	通年使用を可能にした耐摩耗性能のあるスタッドレスタイヤ（予備タイヤ含む）
（12）	ホイール	アルミホイール一式
（13）	制動装置	制動力アシスト機構付ＡＢＳ
（14）	エンジン	水冷４サイクルディーゼルエンジン （最新の排気ガス規制適合車で九都県市指定低公害車）

(15)　燃焼室形式　　直接噴射式
(16)　燃料噴射方式　　電子制御式
(17)　総排気量　　４，０００ｃｃ以上
(18)　最高出力　　１５０ｐｓ以上
(19)　変速機　　マニュアルトランスミッション
(20)　オルタネーター　　２４Ｖ－８０ＡＨ以上
（作業時及び各種電装品の使用に十分耐えられるもの）
(21)　ガバナ形式　　電子制御式
(22)　その他　　排気ブレーキを備えること。

２　車両の構造

（１）　ぎ装は、総合的な重量軽減を図り、車両の左右前後バランス及び転倒角度を十分考慮して製作すること。また、車両後部は、取り回しを向上させるためチャンファ―加工とすること。（別途協議）

（２）　車体は、堅牢で十分な強度及び安定度を有し、機動性、耐久性及び耐食性並びに重量バランスに優れたもので、常時総重量状態で長時間の使用に耐えられるものとする。車両前後部のシャシフレームの末端に十分な強度（許容荷重２，０００ｋｇ程度）を有する牽引フックを取付けること。

（３）　車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保し、必要な箇所に点検口及び点検扉等を設けること。

（４）　バッテリーは、点検及び交換等が容易に行えるよう、ワンタッチスライド式（飛び出し防止装置付）とし、配線の長さに余裕をとること。

（５）　運転席内にバッテリーメインスイッチ（ＯＮ時点灯するもの）を設け、ハザードランプ、時計及び集中ドアロック以外の全ての電源を遮断できること。（車両運行の支障になるもの及び消防専用無線電話装置及び車両動態登録装置は除く）

（６）　車両バッテリー自動管理充電器（過充電防止装置付）を取り付け、車両外部（キャブバック付近右側）に交流１００Ｖ電源入力用コンセント（マグネット式・防水カバー付）を設け、交流１００Ｖの一般電源から直接電源を取れるものとすること。（１５ｍコード付）また、外部供給されていることがわかるように、車内にランプが点灯するようにすること。

※　ホースカー・車内外部コンセント・冷蔵庫・車両バッテリー充電器を絡めた回路とすること。

（７）　特殊工具、牽引ワイヤー及びブースターケーブルを附属すること。

（８）　全車輪に泥除けを取付けること。

（９）　各後輪前部に保護枠付路肩灯を取り付けること。

（10）　電動油圧式パワーキャブチルト装置を備えること。

（11）　ぎ装材料の厚さ等は、要綱に定めるもののほか、フロアーステップ及びポンプ室上部、その他必要に応じてアルミ縞板を用いること。また、車体の上部は消防活動に耐えられる構造で、附属品等のボックスを積載でき、その他積載物を固定するためのフックを必要数設けること。

（12）　車両に使用するボルト・ナット・蝶番類は、すべてステンレス製にすること。

（13）　後部座席ドア、サイドエプロン、キャビンステップの足掛かり等、塗装のはがれ易い場所には、ステンレス板あるいは、アルミ板を取り付けること。（寸法等は別途協議）

（14）　車両の骨格、側板及びステップ等の外縁は折り曲げ加工を施し、切断面は丸みをつけて、点検整備の際に危険がないようにすること。

（15）　車体形状箱型オールシャッタータイプとし、シャッター巻取部にステンレス製カバー（庫内灯付）を設けること。側面ポンプ室前面には左右両方向にスライド式収納スペースを設け、ポンプ室上部には貫通式のボックスを作成し、飛出防止器具を付けること。（大きさは別途協議）

下部には収納ボックス等を設け、扉（タイヤハウス含む）はアルミ縞板の二重張りとしたチェーンレスタイプのステップ兼用タイプ（ステップの高さは極力フラットとする。）とするとともに、必要に応じスライド式レール板を取り付けること。さらに左右後部側面を、資機材がボックス等で積載できる構造とし、可動式ローラー等を配置し、落下防止策を講じること。（別途協議）

全ステップの縁には蛍光テープを施すこと。（必要数・ボックス寸法の詳細は別途指示）

（16）　ポンプ室後方、車両に対して垂直方向に吸管（８０ｍｍ×１０ｍ）を１本収納し、左右方向に取り出すことができる電動式吸管巻取装置を取り付ける構造とし、前後左右への吸管取り出しが容易におこなえるよう、吸管の取り出し口に金属製の三方ローラー及び巻取装置下部に金属製補助ローラーを設けること。

また、巻取り装置下部のボディーと緩衝する箇所は、アルミ縞板を掘り込む等対処すること。（吸管先端に７５ｍｍの媒介金具を付けた場合も同様とする。）なお、電動吸管巻取り装置の吸管巻取り速度は一定速度のものとする。

その他の各積載室への資機材等の収納方法・形状・間仕切り及び位置等については別途協議。

(17)　各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記し、スイッチについては防水型とし必要に応じ破損防止のガードバーを取り付けること。

(18)　車体後部に、ステンレス又はアルミ製の展開式昇降用梯子及び折りたたみ式ステップを取り付けること。また、展開昇降式梯子の最上部付近に一段手摺りを設け、展開昇降式梯子は、収納時にロックができる構造とすること。

(19)　格納箱（ボックス）等

①　共通事項として、格納箱は全て水密構造で、必要に応じ水抜きドレンを設け、底部に樹脂製の「すのこ」を敷き、内部及び扉に補強を施し、上へ開く扉には開閉に必要なダンパー等を設け、シャッター以外の扉には安全ロック（フランス落し型）を取り付けること。また、ロック状態が容易に確認できるようにピンに反射テープのマーキングをすること。

②　ポンプ室上部及び車両後部の両側面は、耐久性、防水性に優れた構造の収納ボックス等とすること。また落下防止措置を施し、格納箱自体を簡単な装置で車体に固定できること。（別途協議）

③　収納する場所にあっては、必要に応じてスライド式の板又はそれと同等な方策で容易に資機材が取れるように講ずること。

(20)　シャッター内に防火衣等をつるすため、着脱式一段手摺・Ｓ字フック・パンチング板等を取り付けること。（取付け場所は別途協議）

(21)　各開閉部分には開時の場合、車内にてランプが点灯するように講ずること。

(22)　その他詳細事項については、別途協議する。

3　キャビン

（１）　キャビンの天井はハイルーフ仕様とし、ハイルーフ部は重量軽減の観点から軽量かつ強度で、赤色警光灯、標識灯を埋め込んだ一体型の構造とすること。

（２）　室内には、エアーコンディショナー、パワーステアリング、チルトハンドル、パワーウインドウ、集中ドアロック、カーラジオ（ＡＭ．ＦＭ．時計）、エンジン回転計、水温計、油温計、アワー計及び後退時のアラームを備えること。（取り付け場所は別途協議）

（３）　運転席にエアバックを備えること。

（４）　運転席及び助手席にサンバイザーを備えること。

（５）　助手席側サイドミラーは、ワイドビュー型で電動格納式とするこ

と。

（６）　各ドアにステンレス製ワイドサイドバイザーを取り付けること。

（７）　乗車定員は５名とし、定員分のシートベルトを備えること。前席は２名乗りで運転席と助手席及び前席中央部と隊員席中央部分に上部ボックスを設置し、１０連スイッチ・デジタル無線機・アナログ無線機・外部充電表示灯・その他が容易に管理できる構造とすること。また、前席中央付近又は上部ボックス部分にＡＶＭ装置のスライド式回転台座（フリップダウンステー）を設け、運転席・助手席に段階的に方向が変わるように講ずること。さらに、無線機用受話器はＡＶＭ操作等の邪魔にならない位置に設置すること。（別途指示）

（８）　後部席は３分割跳ね上げ式シート、背もたれ落とし込み式とし、後方に空気呼吸器３基をワンタッチで取り付けできる取付装置（クイックホルダー）３基を設置すること。(別途協議)

また、取付装置の間並びに両サイドにフックを設け、取付装置下部には予備ボンベを収納できるボックス(ボンベ固定式)を設けること。(別途協議)

（９）　室内天井上部にA4ファイル等が収納できるスペースを設け、落下防止措置を施すこと。（別途協議）

（10）　室内中央上部・室内下部にネット付収納棚（防錆のパンチング鋼材）及びＳ字フック（ビニールコーティング）を取り付け、走行中の振動により金属音を発しないようにすること。また、前席中央後部にＡ３サイズ用の書類入れを設けること。（別途協議）

（11）　室内後部座席天井に、ＬＥＤ室内灯２個を運転の支障とならない構造により取り付けること。また、運転席、助手席用にＬＥＤマッププランプ（フレキシブルタイプ）を取り付けること。

（12）　ポンプはシャーシエンジンのＰＴＯ（パワーテイクオフ）により駆動され、ポンプレバー(ボタン式等でも可)は運転席で操作できる構造とし、見やすい位置に作動状態の表示装置を設けること。なお、ＰＴＯは、トランスミッション「N」レンジのみで作動する構造とし、非常用ＰＴＯ駆動装置を備えるとともに、非常用ＰＴＯ作動状態の表示装置を設けること。

（13）　消防章マークをフロントグリル中央部に取り付けること。（別途協議）

（14）　乗員の乗降時及び走行時における安全のために必要な握り棒、手摺等を設けること。なお、Ｓ字フック（ビニールコーティング）を取り付け、走行中の振動により金属音が発しないようにすること。

(15)　握り棒には合図灯が設置できように左右に設けること。

(16)　携帯用拡声器 1 台を天井に吊り下げ方式により取り付けられるような装置を備えること。(別途協議)

(17)　後部座席の乗降用ステップは、サイドステップ（アルミ縞板）を設け、容易に取り出せる車輪止め置き場を作成し、昇降しやすい構造とすること。（別途協議）また、車輪止めは、左右後部ドア下ステップ付近に各２個収納（飛出し防止付）すること。

(18)　２４ボルトから１２ボルトへの変換コンバーターを取付けること。

(19)　バックアイカメラ及びモニターを取り付け、モニターにて車両が後退する時に運転席から確認できるものとすること。

(20)　ルームミラー付近に、交通事故自動記録装置(ドライブソフト附属)を取り付けること。（別途協議）

４　電装品

（１）　キャビン屋根上部に、ビルドイン用ＬＥＤ赤色散光式警光灯（スピーカー・標識灯付き、ＬＥＤ／回転灯のハイブリット式）を取り付けること。（別途協議）

また、モーターサイレンスイッチはクラクション連動とし、入り切りを兼ねる構造とすること。そのほかに別に２か所スイッチを取り付けること（スイッチ位置は別途指示）

（２）　フロントグリル付近の左右に赤色警光灯（ウィレン製Ｍ７ＦＣＲ）を各１個取り付けること。

（３）　車両後部左右に赤色警光灯（作業灯付ウィレン製ＭＱＶ２ＦＣＲステンレス製保護枠付き：２個）を各１個取り付け、作業灯にはスイッチを後方に設けること。

（４）　車両側面には、嵩上げ部分に埋め込み赤色警光灯左右各２個（ウィレン製Ｍ７ＦＣＲ：４個）を取り付けること。

（５）　車両側面嵩上げ部分に作業灯左右各２個（ウィレン製Ｍ７ＺＣ：４個）をそれぞれ取り付け、スイッチはキャビン内、ポンプ操作部に設けること。

（６）　電子サイレンアンプ（大阪サイレン製Ｍａｒｋ－Ｄ１　ＴＳＫ－Ｄ１５２・専用マイクＭＣ－Ｄ１型付）をキャビン内に取り付けること。なお、サイレンのスイッチは各赤色警光灯類と連動し、各ＬＥＤ赤色警光灯類はストロボパターンコントローラーを附属すること。また運転席で容易にマイク操作ができるよう運転席天井部にフレキシブル型・電源スイッチ付を設けること。

（７）　車両側面上部の２ヵ所にＬＥＤサーチライト（ウイレン製ＰＣＰ２２４－Ｐリモコンライトシステムタイプ、または同等品以上）と

取り付け、スイッチは左右ポンプ操作部及びライト付近に２ヵ所取り付ける事。なお、サーチライトは容易に伸縮、回転が可能である構造とする事。（設置位置及び伸縮高は別途指示）

（８）　右左折及び後退警報器は音声式とし、そのスイッチは電子サイレンアンプ内音声合成及び電子サイレンアンプ内音声合成スイッチとする。（専用スピーカー付き）その他に火災予防広報・現場活動・出場途上等の音声合成メッセージを付加すること。

（９）　左右後輪前部のフェンダー側面付近に、路肩灯（ＬＥＤ製）を各１個取り付けること。点灯はスモールランプに連動すること。

（10）　ポンプ操作部内及び資機材収納ボックス内には、有効な照度を有するＬＥＤ製の照明灯を取り付けること。スイッチは、キャビン内１０連スイッチメインに設け、各シャッター及び展開式ステップ扉に、リミットスイッチを設けること。

（11）　計器類及びその他必要な場所には、有効な照度を有するＬＥＤ製の照明灯を取り付けること。なお、スイッチは１０連スイッチ内及び左右ポンプ操作部に各１個設け、３路スイッチとすること。

（12）　キャビン前部には、走行用諸灯火及びフォグランプを左右に取り付けること（シャシメーカー純正品とする）また、車両後部左右には走行用諸灯火及びナンバープレートを設けること。

（13）　キャビン内にスイッチボックス（大阪サイレン製ＳＢＷ－１００）を取り付け、各種灯火類のスイッチとすること。（使用する灯火類は別途協議）

（14）　電気機器は雑音防止を施すとともに、スイッチ類で必要と思われるもの及びモーターサイレンにはリレーを設けること。

（15）　電気機器及び各種灯火類の配線は、外部に露出しないようにし、車両のメインスイッチを切ったとき、全て閉路となること。（無線機を除く）また、ヒューズボックスを増設し、取り付け機器は全てヒューズを通すこと。（容量及び使用機器名を明記）

（16）　走行時にはＤＣ２４Ｖからインバーター１０００ｗ以上に変換変圧してＡＣコンセント２口に使用できるように講ずること。

５　ぎ装構造材

ぎ装構造材は、すべて日本工業規格に基づいて精選された耐久性に富むもので、要綱の基準に適合すること。

６　ポンプ装置

ポンプ装置・配管及び金具類は小型化に努め、軽量化にすること。

（１）　アルミ合金製高圧一段（ボリュート又はディフーザー）ポンプ、又は高圧二段バランスタービンポンプ又はそれと同等のものとする。

（２）　ポンプ性能は、Ａ－２級であること。

（３）　ポンプの動力伝達装置がトランスミッションと分離した構造の場合は、エンジンの動揺が十分逃げられる構造とする。

（４）　推進軸とポンプ等の機器類との間は、両者が干渉しないよう十分な間隙をとること。

（５）　吸水口はφ７５ｍｍボールコック（ストレーナー付）とし、ポンプ室後方の電動吸管巻取装置部の吸管に接続し、右側にはφ７５ｍｍのエルボを取付けて、吸管を接続できる構造とし、キャップを取付けすること。また、電動巻取装置の吸管はφ８０ｍｍ×１０ｍの軽量ソフトタイプとし、別に吸管２．５ｍ×３を車両積載し、１０ｍ吸管と２．５ｍ吸管を接続する媒介金具を設け、左側吸水口には、吸管を接続できる媒介金具を取り付けること。また、２．５ｍ吸管を車両上部ボックス（ステンレス又はアルミ製）に収納できるようにし、後方より容易に取り出せるようにすること。（別途指示）

（６）　放水口はφ６５ｍｍボールコックとし、ポンプ部の両側に各２箇所設けること。

（７）　中継口はφ６５ｍｍボールコック（ストレーナー付）とし、両側に各１個設け、左側はＹＯＮＥ製リレーコントロールバルブを取り付けること。

（８）　放水口、吸水口及び中継口の位置は、ポンプ室側面の低い位置に揃え、ポンプ室上部に資機材積載スペースを確保すること。

（９）　ポンプ室の側板は密閉式とし、吐水、吸水コック等の補修に必要な箇所は取り外しができること。

７　真空ポンプ

（１）　操作は電磁クラッチ方式等の自動用水モニター装置式とする。

（２）　真空ポンプは翼偏心ロータリーポンプ（１基あたりの総排気量は１，２３８ｃｃ以上）とする。操作は押ボタン式スイッチによるものとし、駆動装置は円滑に作動し、揚水完了後は自動的に停止すること。非常用の別系統スイッチ及び、非常用圧力計・連成計を車体右ポンプ操作部付近に設ける。

（３）　性能は次のとおりとする。φ７５ｍｍ長さ８～１０ｍの吸管１本を使用して試験を行ったとき、次の条件を満たす性能があること。

①　試験時の大気圧の８５％に達するまでに要する時間が３０秒以内であること。

②　漏気は３０秒間で１０ｍｍKPa 以下であること。

（４）　駆動装置は、脱着可能で完全揚水と同時に自動的に停止すること。ただし、水圧を利用して停止するものにあっては水圧０．３MPa 以

内で停止すること。

（５）　操作は自動揚水監視装置の押ボタン式スイッチ等とすること。

（６）　真空ポンプの耐久性向上のため、主ポンプと真空ポンプの間に汽水分離器を設け、水及び泥などが進入しない構造とする。

８　ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は、操作員が安全かつ容易に操作が行えるよう次の機能を有し、消火活動を支援する監視装置を車両の左右に設けること。

（１）　圧力計及び連成計は、透過式パネル及びバックライト等の機能を持った計器とすること。

（２）　タッチパネル式等（皮手袋で反応すること）で画面表示は自動揚水及び圧力制御装置等の切替えが容易にでき、消火用水の流れや各バルブ等の開閉状態等を監視し易いよう表示ができること。

（３）　警告モニターとして、冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、かつ警報ブザーが鳴ること。（任意にブザーを停止できる構造）

（４）　ポンプ圧力を任意に設定し、設定圧力以下になった場合は、設定圧力まで圧力を上げさせ、設定圧力以上になった場合は、設定圧力まで圧力を下げる自動調圧装置をポンプ操作装置内に設ける。

（５）　液晶パネルは視認性を考慮し、１，０００カンデラ以上とし、日中活動時の視認性を確保すること。

（６）　不用意にスロットルに触れても、エンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。但し、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作出来るものとする。

（７）　ＰＴＯがつながっていない場合は、全てのスロットルダイヤルを操作してもエンジン回転操作が出来ない構造とする。

（８）　操作盤表示の流量計については車体の左右に関わらず、両側面の放水口の流量が確認できること。また流量の表示は放水操作時の目安となるように、流量によって表示色が変化すること。

（９）　左右操作盤にボタン式の緊急減圧スイッチを設け、ボタン作動時は即座にエンジン回転をアイドリングまで下げ、水吐出圧力を減圧する構造とすること。

（10）　操作性と誤操作防止を考慮し、本多目的液晶ディスプレー内で全ての操作が可能なこととする。なお、左右両側の操作盤で同様の操作ができる構造とする。

（11）　上記（１）から（１０）までの機能を有するものであれば、表示方法等各社オリジナルのものとする。

９　ホース延長用資機材

（１）　ホース延長資機材（以下「ホースカー」という）は、電動加納式ホースカーとし、ホース積載量は６５ｍｍ×２０ｍを１０本以上とする。

（２）　電動走行機能が作動しない場合、速やかに電動及び手動操作を切り替えられる構造とすること。

（３）　ガンノズル（普通管そう６５ｍｍ×１・クアドラノズル×１）を固定できるブラケットを取り付けること。

（４）　分岐管を固定できるブラケットを２個取り付けること。

（５）　呼称６５ｍｍオス×オス及びメス×メス媒介金具を固定できるブラケットを取り付けること。

（６）　ホースカーは、車庫内停止時にホースカーバッテリーの充電が可能な構造であり、充電コードは抜き忘れても下降時に外れる位置にコンセントを設けること。（別途協議）なお、ケーブルは目視で確認できるように黄色のコード又は反射テープ等で目立つものとする。

（７）　ホースカーに危険防止のため４面の反射テープを貼り、その３面を署所名（別途協議）とすること。

（８）　ホースカーは、ホース等の放水資機材を積載した時に安全に搬送できる構造とすること。

（９）　ホースカー上部に落下防止を設けること。（別途協議）

１０　ホース延長用資機材昇降装置（展開式）

（１）　ホース延長用資機材の昇降は、油圧式動力昇降装置によるものとし、走行中の振動等で脱落することがなく、かつ、迅速確実にホースカーを積載及び降下引出しができる構造であること。

（２）　動力発生装置に故障が発生した場合は、ワンタッチで手動に切り替えて昇降が可能であること。

（３）　操作部及び運転席に警告灯を備え、未収納時にはランプ等で確認ができること。

１１　積載品

（１）　二連梯子は、車体上部の左側に取付け、台座ごと引出した後、立ち上げてから取り外す構造とすること。(シーソー式昇降装置等で、ロック解除及び引出し等が低い位置で操作できる構造にすること。また、ロック装置は走行中の脱落防止等のために二重構造とすること)

（２）　スタンドパイプ、消火栓キー（消火栓開閉器）及び丸蓋開閉器は、まとめて収納できるようにすること。

（３）　消火器、斧、掛矢、剣先スコップ及び金てこ等は、別に指示する場所に取り付けること。

（４）　照明器具一式は、別に指示する場所に引き出し式棚等で収納し、マジックテープ付きベルト等で固定できること。（別途協議）

（５）　その他の積載品等の取り付け位置等の詳細については別途協議する。

（６）　固定フック等の取り付け位置は別途協議して設置する。

１２　消防専用無線電話装置等

（１）　車載無線機車載無線は、消防組合が指定する車両から移設し、空中線１式、送受話器１、車内拡声スピーカー１及び外部切り替え装置等を取り付け（外部スピーカー、アンテナ等は新品とする）、車外には左右側面に設けた無線機ボックス内にそれぞれ送受話器１及びスピーカー１を取り付け、納車時に使用可能な状態であること。（取り付け位置等は、別途協議）

（２）　ＡＶＭ（車両動態管理）装置等キャビン内にＡＶＭ一体型カーナビゲーション装置、データ伝送用携帯電話等を指定車両から移設し（外部アンテナ等は新品とする）、外部無線機通話ボックスには、ＡＶＭ装置の外部補助設定器を取り付けるスペースを確保すること。また、ＡＣ１００Ｖからの受電コネクター（フタ付き）を設け、電源コードは庁舎に付帯したものとすること。（取り付け位置等は、別途協議）なお、車両側受電コネクターには、剥き出し防止のため上開き式の蓋を取り付けること。

（３）　（１）及び（２）の移設については、消防組合が指定する者と協議し移設すること。

１３　塗装及び記入文字

（１）　塗装

塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装とする。

①　外板部塗装は、日本ペイント製ウレタン塗料（東－０４００ガッティ）又は同等品を使用する。

②　外板部は、特殊化学液にて錆落しの上、素地調整を行い、プライマリー、パテ付き、水研ぎ、サフェーサー等の上、熱風乾燥炉にて、よく乾燥させてから、３回以上の吹き付けを行い、再び熱風乾燥炉にて、乾燥させる。

③　アルミ縞板、ステンレス板、メッキ加工品、樹脂製品以外の部分は全て塗装を施し、金属露出部分がないようにする。

④　ポンプ室及び各ボックス内部は、シルバーグレー塗装とする。

⑤　各種配管は法定塗色とする。

⑥　その他特に指定のない部分は、消防組合と協議する。

（２）　メッキ

次のものには、良質のクロームメッキを施すこと。ただし、鉄製品には銅メッキを施すこと。

①　各操作レバー、バルブ類。

②　各計器類、サーチライト等の取り付け品。

③　各媒介金具等の附属品。

④　取手、手摺、止め金具等。

⑤　その他塗装を施していない部分。

（３）　記入文字

①　キャビン両側面ドアに、次により「印西地区消防組合」と記入する。

ア　書　体　　丸ゴシック体（カッティングシール）とする。

イ　書き方　　車両の前方からドア中央に記入する。

ウ　字　色　　白色黒縁取り（別途指示）とする。

エ　大きさ　　１２０ｍｍ×１２０ｍｍとする。

②　標識灯には次により「印旛署」と記入する。

ア　書　体　　丸ゴシック体（カッティングシール）とする。

イ　書き方　　左側から記入する。

ウ　字　色　　黒色とする。

エ　大きさ　　別途指示する。

③　車両後部に、次により「印西地区消防組合」と記入する。

ア　書　体　　丸ゴシック体とする。

イ　書き方　　左側から記入する。

ウ　字　色　　白色黒縁取り（別途指示）とする。

エ　大きさ　　別途指示する。

④　車両資機材収納部分、及びアルミシャッターに、消防組合の指定する文字及びデザインを施す。（別途指示）

⑤　積載品及び附属品に、黒色または白色で「印旛消防署」と記入する（ステッカー又はカッティング可）。

⑥　キャビンの左右及び車両後部に消防組合が指定するエンブレムを記入する。（別途指示）

⑦　各記入文字については、塗装終了後に配置、大きさ等について再度協議する。

第３章　検査保証

１　検査の種類

（１）　中間検査　外部塗装前で各装備品が仮設置できる時点とする。
（２）　完成検査　本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。
①　艤装全体の検査
②　附属品数及び機能検査
③　各装備及び消防資機材の検査
（３）　特別検査　上記以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施に当たっては事前に相互に連絡を取り合うものとする。

２　消防組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。

３　検査依頼は、実施予定日の１４日前までに消防組合へ提出すること。

４　検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

５　検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し承認を受けること。承認を受けた事項については、１４日以内に改善し、消防組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

６　その他
（１）　前記の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けなければならない。
（２）　納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

第４章　納入及び保証

１　車両の登録、各申請及び搬入は受注者が行い、納入場所は、消防組合が指定した場所とする。なお、車両ナンバーについては登録時の西暦とする。また、車両燃料は満タンの状態で納入すること。

２　設計・製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。

３　本車両の納入は、車両の取扱説明等の技術指導を消防組合の指定する場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費（資料等を含む）は、受注者が負担する。

４　保証期間は、完成車の納入日から１年間とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合等が生じた場合には無償で交換、部品の取り替え、又は、修理を行うこと。（メーカーにより保証期間が１年以上である場合にはその期間とする）

5　本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様についてはそれを施工するものとする。また、シャシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。

6　本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものについては全て無効とし、再度製作すること。また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。

7　エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種４組とする。

8　装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。また、機能検査に必要な泡原液等の消耗品は受注者が負担すること。

9　保証書・説明書等の資料は、一括保管できるファイル等により２部提出すること。

第５章　その他

1　廃車について　車両納入後、消防組合が従来使用していた車両を、消防組合の手続きが完了した後に、消防組合が競売を掛けるための必要書類を（一時抹消登録等）速やかに提出すること。

2　その他　受注者は、本仕様書に記載する乗せ替え物品に関し、塗装等を行い積載固定して納車すること。

別表

１　消防専用シャシ

番号	品　　名	仕　　様	数量
1	消防ポンプ自動車		１台

２　消防ポンプ自動車ぎ装費

番号	品　　名	仕　　様	数量
1	車体ぎ装		１式

３　取り付け品及び取り付け装置

番号	品　　名	仕　　様	数量
1	真空・揚水表示 液晶パネル	左右各１個	１式
2	流量計	デジタル式（液晶パネル等表示）	１式
3	積算流量計	デジタル式（液晶パネル等表示）	１式
4	ポンプ回転計	デジタル式（液晶パネル等表示）	１式
5	ポンプ稼働時間計	デジタル式（液晶パネル等表示）	１式
6	ポンプ圧力計	７５mm～１００mm程度 ポンプ室左右各１個	１式
7	ポンプ連成計	７５mm～１００mm程度 ポンプ室左右各１個	１式
8	エンジン回転計	純正品	１式
9	エンジン油温計	純正品	１式
１０	赤色散光式警光灯	スピーカー内蔵ルーフ一体式 （ＬＥＤ点滅/回転灯ハイブリット式）	１式

１１	電子サイレン	大阪サイレン Ｍａｒｋ－Ｄ１　ＴＳＫ－Ｄ１５２ 印西地区仕様 （専用マイクＭＣ－Ｄ１型付）	１式
１２	照明灯	ウィレン製ＬＥＤサーチライト １５０Ｗ（ＰＣＰ２２４－Ｐ）	２基
１３	後退警報ブザー	シャシ標準	１式
１４	標識灯	ルーフ一体式（左右）	１式
１５	呼吸器取付装置	クイックホルダー装置	３基

４　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

番号	品　　名	仕　　様	数量
1	電動サイレン	５型２４Ｖ （赤色散光式警光灯内蔵）	１式
2	キャブチルト装置	純正品（電動）	１式
3	作業灯	ウィレン製左右、Ｍ７ＺＣ （ガード付）各２箇所	４個
4	消防専用無線電話装置	現物合せ（載せ換え）	１式
5	車両動態登録端末装置	現物合せ（載せ換え）	１式
6	収納箱	アルミ製	１式

５　備えなければならない附属品

番号	品　　名	内　　容	個数
1	吸管	ＮＦ８００×１０ｍ（７５ｍｍメス×７５ｍｍ差込メス付き）	１本
2	吸管	ＮＦ８００×２．５ｍ（７５ｍｍメス×７５ｍｍ差込メス金具１個付属）	３本
3	吸口ストレーナー	プラスチック製	２個
4	吸管ストレーナー	プラスチック製　７５ｍｍオス媒介金具付	２個

５	吸管ちりよけ籠	プラスチック製	２個
６	吸管まくら木	ゴム製バンド付	２個
７	吸管ロープ	径１０ｍｍ×１５ｍ	２本
８	消火栓媒介金具	呼称７５ｍｍ差込オス×６５ｍｍ差込メス	１個
９	中継ロストレーナー	プラスチック製	２個
１０	中継用媒介金具	呼称６５ｍｍネジメス×６５ｍｍ差込メス	２個
１１	消火栓開閉金具	丸蓋地下式 （日の出水道１０６型）	１個
１２	吸管スパナ		２本
１３	普通管そう	６５mm	１本
１４	特殊噴霧ノズル	ＹＯＮＥクアドラフォグノズル（ＮＨ４０ＱＦ）ハンドルロック機構付、ベルト付	２本
１５	放口媒介金具	（６５ネジメス×６５差込オススイベルアダプター）	２個
１６	放口媒介金具	（スイベルアダプター６５／５０マルチ式）	２個
１７	とび口	１．８ｍグラスファイバー製　長とび（先端鋭角・端末球状）	２本
１８	金てこ	長さ約０．８ｍ	１本
１９	剣先スコップ	鋼鉄製（日本製）	１本
２０	加納式電動ホースカー	ＮＧＮ－２５Ａ（専用充電器・コード付・資器材取付有）又は同等品以上	１台
２１	２連梯子	関東梯子　ステンレス製（ＫＨＦＬ－ライト６０）キャスター付き （６．０３ｍまたは同等品以上別途協議）	１台
２２	車輪止め	ＡＢＳ＋ＰＰ製取手付	４個
２３	消火器	自動車用（ＡＢＣ粉末６ｋｇ型）	１本

２４	消防専用ホース	プロファイターＡ　４０ｍｍ×２０ｍ　使用圧１．６ＭＰａ	８本
２５	消防専用ホース	新ＳＰ－awa－Ａ　６５ｍｍ×２０ｍ 使用圧１．６ＭＰａ	２０

６　軽微な変更として備えることができる附属品

1	タイヤチェーン	ＳＣＣ製　ケーブルチェーン	１式
2	ホースブリッジ	ＣＢ４５０Ｗ	２組
3	照明器具 内訳：発電機 内訳：投光器 三脚 コードリール	ホンダＥＵ９ｉ ＫＳ－Ｃ信号器本体・三脚コード５０ｍ付　附属品等	１式
4	マルチスリング	シライ　ラウンドスリング両端アイ型（３ｔ）５ｍ	１本
5	ホースバック	別途指示（４０ｍｍ用）	２個
6	ホースバック	別途指示（６５ｍｍ用）	２個
7	斧		１本
8	掛矢		１本
9	分岐管（バルブ開閉ロック付）	Ｄ型双口接手６５ｍｍ差込メス×６５ｍｍ・５０ｍｍマルチ差込オス（２個） Ｄ型双口接手６５ｍｍ差込メス×４０ｍｍ差込オス（１個）	３個
１０	スタンドパイプ	単口引上げ式　ＰＳ－６５Ｓ及び取付装置	１個
１１	燃料携行缶	ステンレス製５ℓ（消防法適合品）	２缶

７　補助対象外その他の取付品及び附属品

番号	品　　名	仕　　様	数量
１	赤色点滅灯（前部）	ウィレン製　Ｍ７ＦＣＲ	２個
２	赤色点滅灯（両側面）	ウィレン製　Ｍ６ＦＣＲ又はＭ７ＦＣＲ	４個
３	赤色点滅灯（後部）	ウィレン製　ＭＱＶ２　ＦＣＲ・保護枠付（作業灯含む）	２個
４	点滅ユニット	ＵＬＦ２８	１式
５	パワーステアリング	純正品	１式
６	エアコン及びパワーウインドウ	純正品	１式
７	ＡＢＳブレーキ	純正品	１式
８	集中ドアロック		１式
９	フロントバンパースポイラー	純正品	１式
１０	オーバーヘッドコンソール及びサンバイザー	純正品（運転席・助手席）	１式
１１	タイヤホイール	アルミホイール（純正品）	１式
１２	予備タイヤ	スタットレスタイヤ（ホイール付）	１式
１３	ブースターケーブル	１２Ｖ／２４Ｖ　３００Ａ　５ｍ	１組
１４	フロアマット	純正品	１式
１５	故障停止表示板	純正品（収納箱付）	１枚
１６	ＬＥＤ室内灯	大型タイプ	１式
１７	集中型スイッチ	大阪サイレン製　ＳＢＷ－１００	１式

１８	消防章	フロントグリル中央部に取付	１個
１９	計器類	電流・電圧計・油温計・アワーメーター	１式
２０	電動格納式ミラー	純正品（助手席側は電動格納式） ワイドビューメッキ型	１式
２１	書類等収納ボックス	別途指示	１式
２２	ラジオ(ＦＭ／ＡＭ・時計付)	純正品	１式
２３	サイドバイザー	全ドアステンレス製	１式
２４	フレキシブルマップライト	ＬＥＤ室内用（助手席上部のみ）	１器
２５	交通事故自動記録装置	ドライブレコーダー（別途協議） （別途ＳＤカード付属：１６ＧＢ）	１式
２６	座席ビニールシート張り	厚手	１式
２７	リアヒーター		１式
２８	メッキグリル		１式
２９	シャシ乗降用手すり	ステンレス製	１式
３０	モーターサイレンスイッチ 及びマイク増設		１式
３１	オールシャッター式構造艤装	大阪サイレン製バーシャッター （左右・後部５面）カバー付	１式
３２	展開式ドア側面ＬＥＤ灯取付		１式
３３	路肩灯ＬＥＤ	左右ステンレス保護枠付	２式
３４	ポンプ室内灯	ＬＥＤ	１式
３５	計器灯	ＬＥＤ　必要数	１式

３６	ボックス灯	ＬＥＤ　必要数	１式
３７	泥よけ（全車輪）	純正品	１式
３８	鉄蓋開閉金具	（Ｔ型・Ｊ型）各１組	１式
３９	万能斧	トップマン	１本
４０	バール	ＲＣバール	１本
４１	携帯用投光器	ファイヤーバルカンライト	３機
４２	ハンマー	大・小グラスファイバー柄　各１個	１式
４３	携帯拡声器	ＴＳ－６１３Ｌ	１機
４４	誘導棒	ＬＥＤ灯	２本
４５	耐電手袋	高圧用	１組
４６	夜光チョッキＬＥＤ式	ＦＳＤ－１８ＲＢ－ＢＹ イエロー・記入文字入り	４枚
４７	距離計測計	巻尺５０ｍ	１個
４８	ホース結束バンド	ＢＥ－００７	１０個
４９	カラーコーン	伸縮式ＬＥＤ灯ウェイト付	２器
５０	携帯無線機用ホルダー付ベスト	別途指示	１枚
５１	バッテリー管理装置	㈱七宝電子工業　ずぼら充電器 過充電防止機能付　コード付	１式
５２	同径媒介金具（町野式）	５０ｍｍ差込オス×５０ｍｍ差込オス ５０ｍｍ差込メス×５０ｍｍ差込メス×各１個	１式

５３	異径媒介金具（町野式）	６５ｍｍ差込メス×５０ｍｍ差込オス×１ ６５ｍｍ差込メス×４０ｍｍ差込オス×２ ５０ｍｍ差込メス×４０ｍｍ差込オス×２	１式
５４	同径媒介金具（ネジ式）	６５ｍｍネジメス×６５ｍｍ差込オス	２個
５５	予備キー	純正品	３個
５６	２連梯子昇降装置	バランスダンパー式とび口取付装置	１式
５７	ホースカー動力昇降装置	電動油圧式	１式
５８	空気呼吸器	ライフゼムＡ１－１２（６㍑）	３式
５９	電動式吸管巻取装置	両側面引き出し式	１式
６０	方向指示版	折りたたみ式ＪＬＥ－１０	２個
６１	折りたたみプラゲート	ミドリ安全４０－７３－１２８２－３０	２個
６２	ホースクランプ		１個
６３	マンホールジャッキ		１基
６４	タイヤ空気圧ゲージ	ミシュランゲージセット　1200kpa ＴＧ－1991－ＴＢ （両口チャック仕様、カプラ付）	１個

設　　計　　書

年度	平　成　２　９　年　度	印西地区消防組合消防本部
事　業　名		消防ポンプ自動車購入
納　入　期　限		平成３０年３月９日（金）
納　入　先		千葉県印西市鎌苅１６０７番地３ 印西地区消防組合印旛消防署
物品概要	別添仕様書のとおり	
設　計　金　額		**金　　円**

番号	品　名	数量	単位	単　価	金　額
1	消防専用シャシ	1	台	円	円
2	消防ポンプ自動車ぎ装費	1	式	円	円
3	取付品及び取付装置	1	式	円	円
4	軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置	1	式	円	円
5	備え付けなければならない附属品	1	式	円	円
6	軽微な変更として備えることができる附属品	1	式	円	円
7	補助対象外その他の取付品及び附属品	1	式	円	円
	小　計				円
	消　費　税　相　当　額				円
	合　計				円

物品類売買仮契約書

１．　事 業 の 名 称　　消防ポンプ自動車購入

２．　納　入　場　所　　千葉県印西市鎌苅１６０７番地３
　　印西地区消防組合印旛消防署

３．　納　入　期　間　　平成３０年３月９日

４．　契　約　金　額　　金　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　円）

５．　契 約 保 証 金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発　注　者
住　所　　千葉県印西市牧の原二丁目３番
印西地区消防組合
氏　名　　管理者　　伊　澤　　史　夫　印

受　注　者
住　所
氏　名　　印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
３　受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
５　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
６　この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
８　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（指示等及び協議の書面主義）
第２条　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。
３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
（権利義務の譲渡等）
第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（秘密の保持等）
第４条　受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
（担当職員）
第５条　発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。
２　担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
(1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
(3) この契約の履行に関する受注者との協議。
(4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
３　発注者は、２名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければな

らない。
５　この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
６　発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。
（納品書等の提出等）
第６条　受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
２　受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
３　受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。
（納入期限の延長等）
第７条　受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
２　前項の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。
（契約内容の変更等）
第８条　発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。
（天災その他不可抗力による契約内容の変更）
第９条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。
（検収）
第10条　発注者は第６条第１項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して１０日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）の職員をして検収を行うものとする。
２　前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
３　受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第１項の検収に立ちあわなければならない。
４　受注者は、第１項の検収に立ち会わなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。
５　発注者は、必要があるときは、第１項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第２項から第４項までの規定を準用する。
６　第１項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
７　受注者は、第１項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第２項から第６項までの規定を準用する。
（契約代金の支払い）
第11条　受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第１３条第２項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納

入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
３　発注者は、前２項の請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に、契約代金を支払わなければならない。
４　発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。
（引換え又は手直し）
第12条　受注者は、納入した物品の全部または一部が第１０条第１項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
３　受注者は、前２項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第６条第１項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
４　発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して１０日以内に検収を行うものとする。
５　第１０条第２項から第４項まで及び第６項の規定は、前項の検収について準用する。
（減価採用）
第13条　発注者は第１０条第１項又は前条第４項の検収に合格しなかった物品等について、そのかしの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
２　前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。
（所有権の移転、引渡し及び危険負担）
第14条　物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第２項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
２　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。
（かし担保）
第15条　受注者は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足その他のかしがあるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から１年間、その補修、引換え、補足又はこれに変えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示又は発注者の重大な過失により生じたものであるときは、この限りでない。
（延滞違約金）
第16条　受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
２　前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成１８年規則第１９号）第２９条第１項に規定する違約金の率で計算した額とする。
３　前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第１０条第１項又は第１２条第４項の検収に合格したときは、第１項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
４　第１２条第２項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

５　前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。
（談合その他不正行為に係る解除）
第１７条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第１８条の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。
(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
３　前条第２項及び第３項の規定は、第１項各号の規定による解除の場合に準用する。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）
第17条の２　受注者は、前条第１項各号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
（発注者の解除権）
第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにならないと発注者が認めるとき。
(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の担当職員又は検査職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(4) 受注者が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。
(5) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
(6) 第２２条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ　役員等がこの契約に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

ヘ　財産の買入れの契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

３　受注者は、契約保証金の納付がなく、第１項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検収に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の１０分の１に相当する額を違約金とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第19条　受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第20条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成２７年告示第６９号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

第21条　発注者は、この契約が完了するまでの間は、第１８条第１項及び第２項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第22条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第８条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させまたは一時中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。

(2) 第８条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の２分の１以下に減少することとなるとき。

（解除に伴う措置）

第23条　発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

２　前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に

返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（相殺）

第24条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護）

第25条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（データの保護）

第26条　受注者は、この契約による事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記「行政情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を守らなければならない。

（法令遵守）

第27条　受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第28条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事務従事者への周知及び監督）

第３　受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第７　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化）

第１０　受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

（特定個人情報の取扱いについての報告）

第１１　受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

（特定個人情報の取扱いについての実地調査）

第１２　発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を実地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

（事故発生時の報告）

第１３　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１４　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

１　個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事務従事者への周知）

第３　受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（行政情報の目的外利用及び提供の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第７　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第１０　受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

１　行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

（行政情報の管理及び取扱い）
第１　受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。
（記録媒体の管理）
第２　受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。
（記録媒体の処分）
第３　受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。
第４　受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。
（情報システムの搬入・搬出）
第５　受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。
　なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。
第６　機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。
（設置に係わる事項）
第７　受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来たす恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。
第８　受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないよう可能な限り必要な措置を講じなければならない。
第９　受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。
第１０　受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。
第１１　受注者は、情報システムを市の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
（作業に係わる事項）
第１２　受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。
第１３　受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
第１４　受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
第１５　受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
第１６　受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
第１７　受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
第１８　受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
第１９　受注者は、ＩＣカード又はユーザーＩＤ等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
第２０　受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
第２１　受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
第２２　受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
第２３　受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かさ

れることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
第２４　受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
第２５　受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
第２６　受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
第２７　受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）
第２８　受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。
（情報システムの保守及び更新）
第２９　受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。
第３０　受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。
（機器の修理及び廃棄）
第３１　受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。
第３２　受注者は、情報システムの機器を修理により、市の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、市の施設内において作業を行わなければならない。
第３３　受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。
（機器構成の変更）
第３４　受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。
（ウイルス対策）
第３５　受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。
第３６　発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。
第３７　受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。
第３８　発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。
（不正アクセス対策）
第３９　発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。
第４０　発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。
（法令等遵守）
第４１　受注者は、以下の法令等を遵守する。
（１）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）
（２）著作権法（昭和４５年法律第４８号）
（３）行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和６３年法律第９５号）
（４）印西地区消防組合個人情報保護条例（平成17年条例第3号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（表明確約）

第２条　契約の相手方（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）である。

（２）法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている。

（３）法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（４）法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（５）法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第１号から第４号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

２　受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）。受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

（暴力団等排除に係る解除及び賠償）

第３条　**消防組合**（以下「発注者」という。）は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（関係機関への照会）

第４条　発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

２　発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

３　受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

（工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置）

第５条　受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（２）受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第６条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年５月２日告示第 95 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。